

商品概要説明書

リフォームローン

(令和5年10月1日現在)

商品名	リフォームローン
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○団体信用生命共済に加入できる方。（ただし貸付期間が 10 年以内の場合はこの限りではありません。） ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置、宅地内（私道を含む。）の舗装 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金 ⑥太陽光発電システム ⑦耐震改修工事費 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え ⑩土地および中古住宅の購入 ⑪空き家となっている建物および附属建物等解体費用 ⑫他金融機関から借入中の有担保住宅ローンの借入資金 ⑬その他住宅本体以外のもの ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間（最長 1 か月）を含む 1 年以上 20 年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利

	率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知らせいたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。												
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。特定月返済分はお借入金額の50%以内とし、年2回の特定月は3か月以上の間隔を空けてご指定いただきます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後の返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合には、原則として期日に一括返済していただきます。												
担保	○不要です。												
保証人	○当JAが指定する保証機関（島根県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	○ご融資時に一括で金額・期間に応じた保証料（年率0.20%）をお支払いいただきます。なお、資金使途が⑩～⑫または他金融機関の有担保住宅ローンからの借換、借入期間が15年を超える場合は保証料（年率0.50%）となります。												
団体信用生命共済	○当JA所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年0.0%</td></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生タイプ）</td><td>年0.2%</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年0.1%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年0.1%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生タイプ）</td><td>年0.3%</td></tr> </tbody> </table> ○貸付期間が10年以内の場合で、特別な理由がある場合には団体信用生命の加入は必須ではありません。	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.0%	団体信用生命共済（連生タイプ）	年0.2%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.1%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生タイプ）	年0.3%
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	年0.0%												
団体信用生命共済（連生タイプ）	年0.2%												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.1%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生タイプ）	年0.3%												
9大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に年0.3%の利率が加算されます。												
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は0												

	～55,000 円の手数料（消費税込み）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 0～5,500 円の条件変更手数料（消費税込み）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課または J Aバンク相談所にお申し出ください。 ・広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、契 0～5,500 円の電子契約手数料（消費税込み）が必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aしまね